平成３０年（フ）第１６号
山形県酒田市市条字畑ケ中13番地
債務者　有限会社一條製材所
代表者代表取締役　小野　浩弥
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊原　　茂
4　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後１時30分
山形地方裁判所酒田支部

平成３０年（フ）第２８号
群馬県太田市小舞木町417番地アビーロード202号
債務者　株式会社Ｂ・Ｎ・Ｆ
代表者代表取締役　杉山　　啓
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　祥充
4　破産債権の届出期間　平成30年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時45分
前橋地方裁判所太田支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３１号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番20―103号、前住所兵庫県明石市大蔵中町17番３号
債務者　檜皮　　健
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　孝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２６３号
長崎県長崎市花丘町10番７―505号
債務者　臼井　久人
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　力武　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３０４号
大阪府富田林市若松町西２丁目1379番地８
債務者　谷森　智史
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
福岡県久留米市上津町2228番地1550　セジュールヒルサイド205号
債務者　和田　真子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津村　哲生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第６３号
福岡県久留米市花畑１丁目３番地６
債務者　福原　拓矢
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第３５７号
札幌市中央区南13条西14丁目１番20―303号
債務者　加茂マキ子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３９０号
札幌市中央区北20条西15丁目３番25号　プラザ北斗101号
債務者　小澤　明徳
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　尚幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６１０号
札幌市手稲区新発寒７条６丁目１番６―201号、住民票上の住所札幌市手稲区前田９条10丁目１番２号
債務者　加藤　公也
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村本　耕大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４８９号
名古屋市千種区豊年町３番18号　都通団地１―608号、従前の住所名古屋市天白区笹原町505番地　アクトピア菅田Ⅱ　401号
債務者　森山眞一こと朴眞一こと　森山　進一
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８１号
愛知県一宮市あずら２丁目33番６号
債務者　木下　秀也
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿倉　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１８１号
埼玉県越谷市東越谷２丁目16番地23
債務者　杉山　大樹
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨永　大右
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１４８５号
大阪市淀川区新北野１丁目３番４―615号
債務者　ＣＬＵＢ　ＧＯＤＩＶＡこと大阪エレナこと　平野　雅臣
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２７０号
大阪府羽曳野市野々上４丁目２番16号
債務者　渡邊　智子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２９７号
堺市堺区戎之町東２丁１番27―802号、前住所神戸市北区唐櫃台２丁目45番５号
債務者　宮下真貴子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係